



# コロナ罹患の勤務処理は年休ですか？ 年休が使えない方への朗報です！

新型コロナウイルス感染症は第7波が毎日のように感染者数を増やし続けています。多くの職場でも感染し陽性となる方や、濃厚接触者となってしまった方が沢山います。もはや誰が感染してもおかしくない状態となっています。

コロナ罹患となった方は保健所から10日間の療養期間の通告を受け、会社を休むこととなります。無症状ならともかく、今回の第7波の特徴は喉や頭痛の症状が続き、療養解除後も後遺症で悩んでる方も多くいます。

10日間の療養期間中の休業となった勤務は、私傷病休暇か年休、もしくは就業制限となります。現在、会社内だけでなく関連会社でも、私傷病休暇か年休のどちらかの選択としか管理者が説明をしておらず、私傷病休暇や年休とする社員としてのメリットやデメリットを丁寧に説明していません。会社は感染者が増加する社員の勤務認証や事務処理をただ急いで片付けたいがために、相談や考慮する時間を社員に与えず判断を急かせています。

勤務処理で年休を使いたくない、残りが少ない方は年休処理が出来ないので、私傷病休暇となり無給となってしまいます。本当は、仕事がしたくても出来ない状態なので会社の制度の中で就業制限(平均賃金の60/100)とするべきですが、その勤務処理は会社が「会社が判断した場合」として根拠がはっきりしない取り扱いを行っています。

## コロナ罹患で労災認定される！ 労働者の救済をかちとる画期的認定だ！

この度、大阪第二運輸所の東海労組合員が、私傷病休暇(無給)となっていた部分についての保証を求めて淀川労働基準監督署へ労災申請「労働者災害補償保険」をしたところ、労災認定(休業補償給付、休業特別給付金)されました。コロナ罹患は自己責任ではなく、業務中に罹患したとの判断で労働者が救済されるという画期的な認定となりました。今回の労災申請にあたって会社に事実報告が求められますが、社員の申請に非協力的な妨害があったことは断じて許せません。

そして、同じく感染した別の組合員が、勤務の扱いを年休として申請していましたが、労災認定の事実を聞き、早速、会社に労災申請するために、年休の取り消しを求めました。しかし、申告を受けた管理者は「確認します」「調べておきます」と述べました。組合員は勤務処理の判断を急かされたことと、丁寧な説明がなかった中での申請であったので、改めて変更を求めたのです。会社は早急に組合員の申告を受けるべきです。

**「次回からは私も労災申請します！」「私もします！」**

**分からないことはJR東海労組合員へ！**

今もなお第7波は衰えず感染拡大しており、今後も第8波が予想されます。社員の年休にも限界があり、二度目、三度目の感染となった場合に病欠や無給という処理では生活が成り立ちません。これまでや、今後も年休としていた取り扱いを変更しようと思う方は、是非、JR東海労組合員に声をお掛け下さい。「私も労災申請したいです！」と。